

## 令和元年度 水道の種類

(令和2年3月31日現在)

種別	内容	事業数	現在給水人口
水道事業 (法 § 3(2))	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業 (給水人口100人以下は除く)		
上水道事業 (法 § 3(3))	給水人口が5,000人超の水道事業	1,321	1億2,135万人
簡易水道事業 (法 § 3(3))	給水人口が5,000人以下の水道事業	3,027	205万人
小計		4,348	1億2,340万人
水道用水供給事業 (法 § 3(4))	水道事業者に対し水道用水を供給する事業	91	—
専用水道 (法 § 3(6))	寄宿舍、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に 給水するもの又は1日最大給水量が20m <sup>3</sup> を超えるもの	8,214	37万人
計		12,653	1億2,377万人

(注) 令和元年度は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で福島県の一部町村において下記の通り給水人口データの提出ができなかった。

- 1 現在給水人口を計上できなかった町村(給水区域が避難指示区域及び災害により調査不能であったため)  
→双葉町、大熊町、富岡町、葛尾村  
※大熊町は、「自己水源のみ」の専用水道の現在給水人口のみを計上。
- 2 避難指示区域外であるが、現在給水人口が算出できないもの。  
→広野町、楢葉町